

2. 特定経路と重点整備地区の設定

(1) 宇都宮駅周辺における総合的な都心部交通計画の考え方

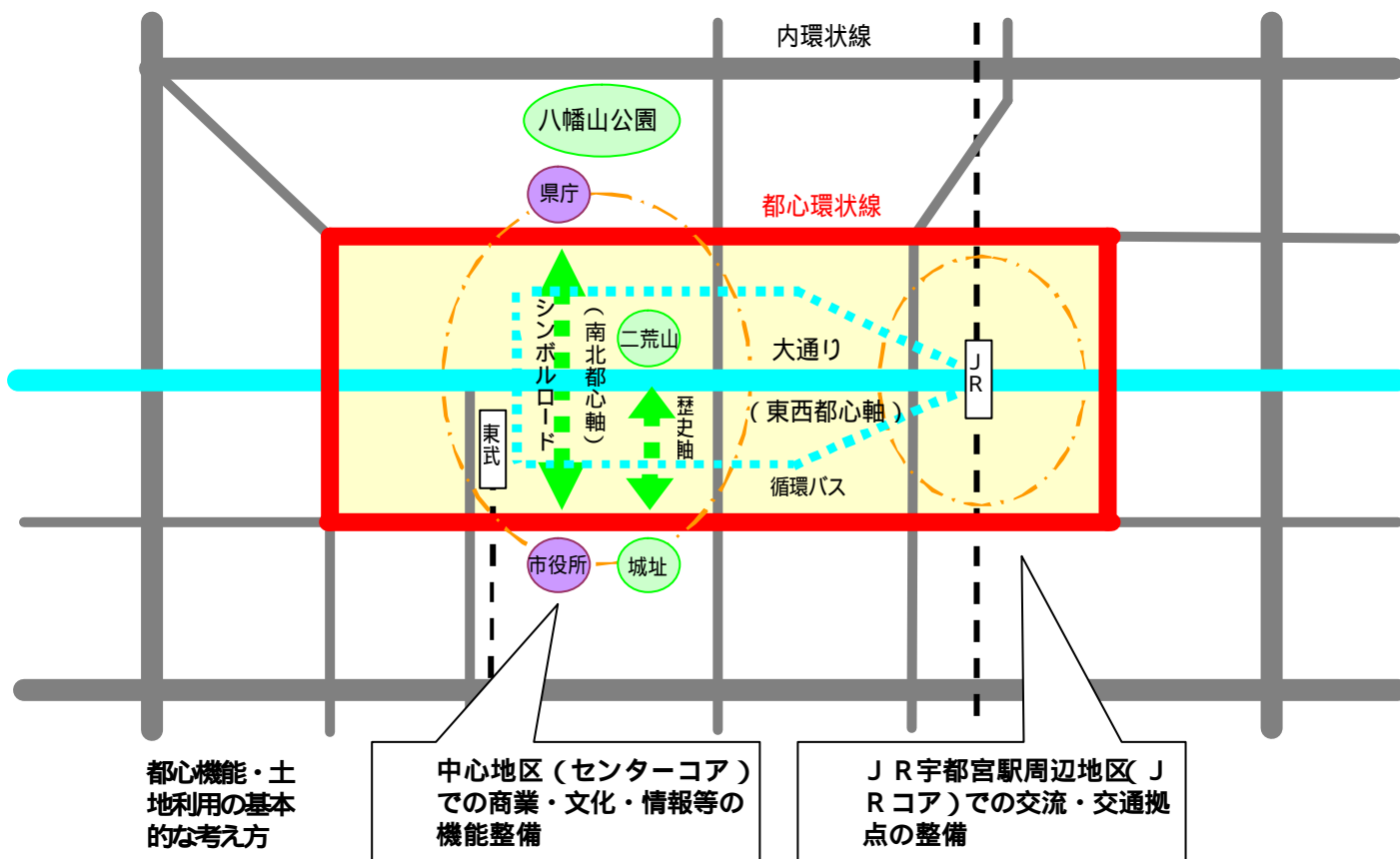
都心環状線内の交通負荷を軽減させながら、徒歩と公共交通を優先した“安全で快適な都心空間”を創出することを目標としています。

- 宇都宮駅周辺地区においては、都心環状線（4車線）の整備を進めるとともに、以下の施策を展開していきます。

大通りににおける公共交通の整備（短期的にはバス専用レーンの延長）
都心環状線内の公共交通による移動性の充実
都心環状線内の道路網の再編と自転車交通への対応
宇都宮のシンボル・文化交流軸としての南北都心軸の整備

- このように、宇都宮市は、都心環状線内の交通負荷を軽減させながら、地域内を徒歩と公共交通を優先した“安全で快適な都心空間”を創出することを目標としています。

宇都宮駅周辺における交通計画の考え方

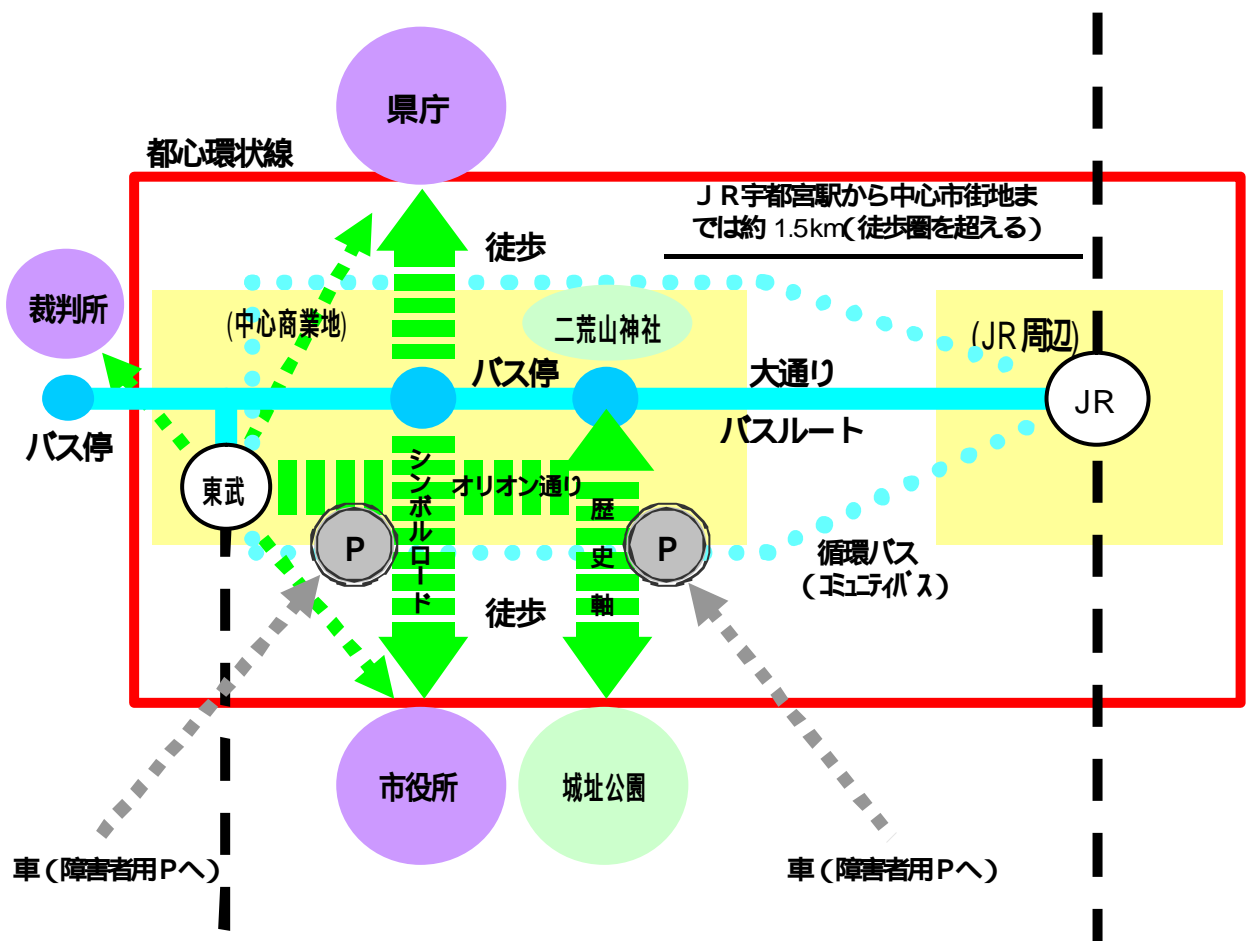


(2) 宇都宮駅周辺における移動の考え方

バス交通を『JRから中心市街地への移動を補完する鉄道のサブシステム』として位置づけ、駅前大通りに設置されているバス停を『鉄道駅に準じた旅客施設』として捉えます。

- 本市の中心商業地は東武宇都宮駅を中心として形成されていることから、主要施設へは東武駅からの徒歩圏にあります。JR宇都宮駅からは1.5km程度の距離があるため、徒歩圏を超えている状況にあります。
- また、中心市街地の主要なバス停である「馬場町、県庁前、東武駅前」は、1日5,000人以上が利用しており、交通バリアフリー法における特定旅客施設の条件に該当しています。
- このため、本地区におけるバス交通を『JR駅から中心商業地への移動を補完する鉄道のサブシステム』として位置づけ、JR駅と東武駅を結ぶ駅前大通りで、中心商業地内に設置されているバス停を『鉄道駅に準じた旅客施設』として捉えます。
- また、障害者が中心市街地に自動車でアクセスする機会が多いことにも配慮した計画を検討していくものとし、これらの考え方を概念的に整理したものが下の図です。

宇都宮駅周辺における移動の考え方



(3) 駅などからの移動経路を検討する主要な施設の選定

交通バリアフリー法の趣旨を考慮し、ハートビル法 の特定建築物の区分を活用しながら、移動経路を検討する主要な施設を選定しました。

- ・ 交通バリアフリー法では、『高齢者、身体障害者などが日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設』に対して、駅舎から主要な移動経路を設定することとされています。
- ・ 本市では、鉄道駅及び駅前大通りのバス停からの利用が見込める施設を選定しました。

駅などからの移動経路を検討する主要な施設選定の考え方

【交通バリアフリー法】
 高齢者、身体障害者などが日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設

(解説における例示)
 官公庁施設：市役所、税務署、郵便局など
 福祉施設：老人福祉施設、障害者福祉施設など
 その他の施設：病院、集会場、保健所、図書館、商業施設など

+

鉄道駅及び駅前大通りのバス停からの利用が見込める施設

近隣・地区レベルではなく、市外からを含めて比較的広域的な来訪者が見込める施設
 個別施設の「その他」

	建築物の区分(＊)	選定の考え方
個別施設	郵便局、保健所、税務署などの公益上必要な建築物	県庁所在地としての行政機能などを有する官公庁施設 郵便局 保健所
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害福祉センターなど	福祉施設
	学校	身体障害者関連の学校
	病院又は診療所	ベット数20以上
	集会場又は公会堂	
	展示場	
	博物館、美術館又は図書館	文化施設 図書館
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む大型店	大店立地法に該当する店舗(店舗面積1,000㎡以上)
	ホテル又は旅館	100室以上で結婚式場、宴会場、会議室のいずれかを有するもの
	車両の停車場、旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車いす使用者など障害者が多く来訪する施設の付属駐車場
	一般公共の用に供される自動車車庫	
	共同住宅	住宅であり、利用施設には組み込まない
	その他	広域的な来訪者が見込める公園など
	面的な地区・地域	商店街・会 その他

＊) 交通バリアフリー法の解説では、「高齢者、身体障害者などが日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設として、ハートビル法の特定建築物は全て対象となり得るとしているため、同区分を参照しながら整理した(特定建築物とは「不特定かつ多数の者が利用する建築物」のこと)。なお、個別施設の「その他」は本基本構想で付加したもの。
)「ハートビル法」は、用語の説明(P52)を参照。

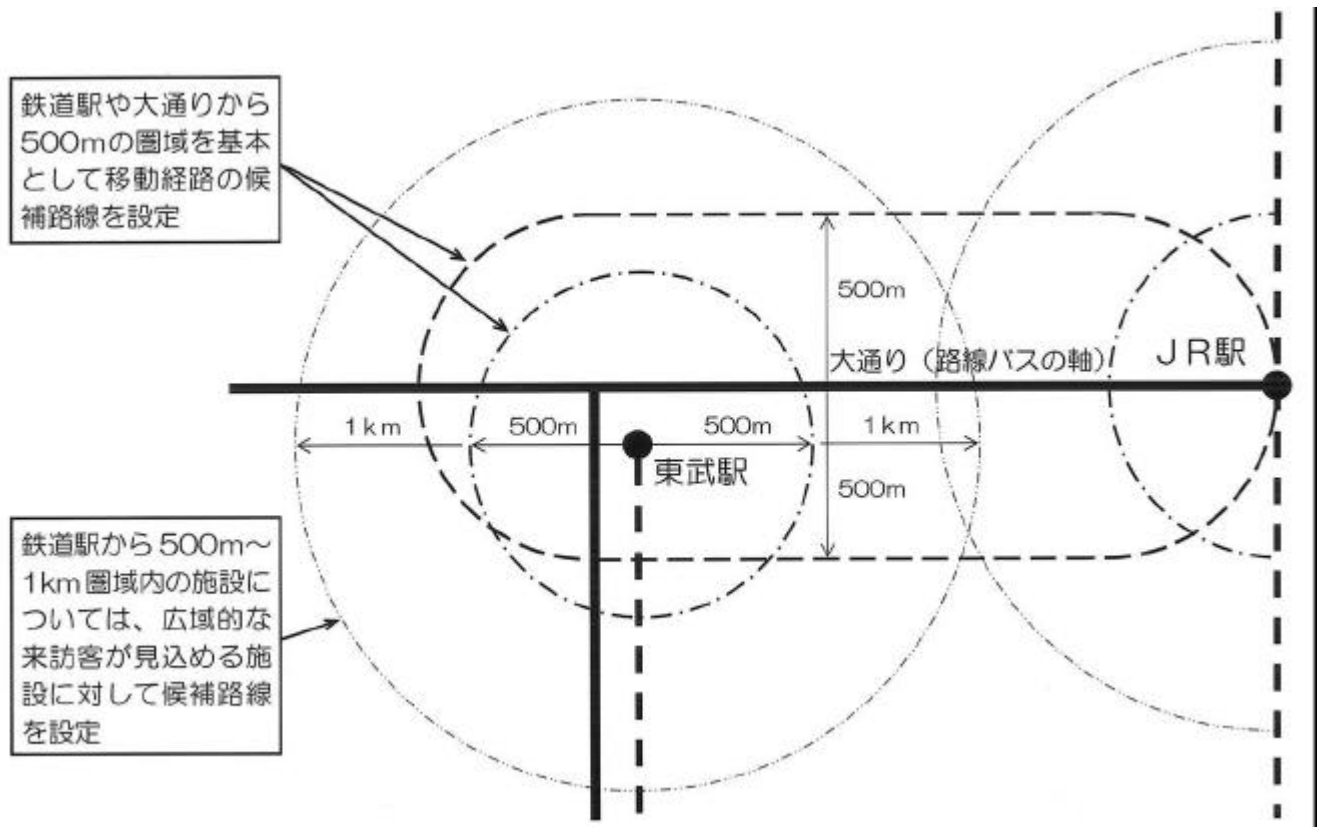
(4) 移動経路の候補路線の設定

鉄道駅及び大通りからは500mの圏域を基本とし、鉄道駅や大通りと圏域内の主要な施設を結ぶルートを「移動経路の候補路線」として設定しました。

なお、鉄道駅から500m～1km圏域については、広域的な来訪客が見込める施設に対して候補路線を設定しました。

- ・ 交通バリアフリー法では、駅より500mから1km圏域内の施設に対して主要な移動経路を定めるようになっていますが、65歳以上の高齢者が徒歩により移動する距離は通常500～600mとされていますので、本市では、鉄道駅や大通りのバス停からの圏域として500mを基本としました。
- ・ なお、二荒山神社や城址公園など、広域的な来訪客が見込める施設については、鉄道駅から500mを超えて1kmまで範囲を広げました。
- ・ JR宇都宮駅と東武宇都宮駅、及び大通りから主要な施設を結ぶ移動経路の候補路線を設定する考え方を下図に、設定した結果を次頁に示します。

移動経路の候補路線設定の考え方



移動経路の候補路線の設定

